

49の2. 2

(b) 出願人は、第四十四条が適用される指定国において国際出願が第四十三条に規定する二種類以上の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、第二十二條に規定する行為を行う時に、指定官庁に対しその旨を表示する。該当する場合には、主として求める種類及び補助的に求める種類を明示する。

(c) (a)及び(b)に規定する場合において、出願人は、指定国において国際出願が追加特許、追加証、追加発明者証又は追加実用証として取り扱われることを希望する場合には、第二十二條に規定する行為を行う時に、関連する原出願、原特許又はその他の原付与を表示する。

(d) 出願人は、指定国において国際出願が先の出願の継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合には、第二十二條に規定する行為を行う時に、指定官庁に対しその旨を表示し、関連する原出願を特定する。

(e) 出願人が、第二十二條に規定する行為を行う時に、(a)に規定する明示の表示とされていないが、出願人により支払われた第二十二條に規定する国内手数料が、特定の種類の保護の国内手数料に相当する場合、当該手数料の支払は、出願人が国際出願が当該種類の保護を求める出願として取り扱われることを希望する旨の表示とみなし、指定官庁は、その旨を出願人に通知する。

表示の届出の時

(a) 指定官庁は、第二十二條に規定する行為を行う前に、出願人に対し、49の2. 1 示又は、該当する場合には、国内特許若しくは広域特許を求める旨の表示を要求してはならない。

(b) 出願人は、当該指定官庁が適用する国内法令が認める場合には、その後いつでも、当該表示を提出し、該当する場合には、一の種類の保護を他の種類の保護に変更することができる。

五十五 51. 1 を次のように改める。

51. 1 写しの送付を請求するための期間

第二十五条(1)(c)に規定する期間は、20. 7 (i)、24. 2 (c)又は29. 1 (ii)の規定による出願人に対する通知の日から起算して二箇月とする。

五十六 51. 2. 1 (a)(v)の次に(vi)及び(vii)として次のように加える。

(vi) 願書に署名をしていない当該指定国における出願人について、署名によつて国際出願を確認するもの

(vii) 当該指定国における出願人に関する (a)(ii)及び(viii)の規定により要求される表示のうち、願書から欠落しているもの

五十七 52. 1 (a)中の「その他の時に」を、「その後いつでも」に改める。

五十八 53. 2 (iv)を削り、(v)を(iv)とする。

五十九 53. 4 (v)を次のように改める。

53. 4 出願人

出願人に関する表示については、4. 4 及び16の規定を適用するものとし、4. 5 の規定を準用する。

六十 53. 7 (v)を次のように改める。

53. 7 国の選択

国際予備審査の請求書の提出は、指定された国であつて第二章の規定に拘束される全締約国の選択を構成する。

六十一 第五十四規則の次に第五十四規則の二として次のように加える。

第五十四規則の二 国際予備審査の請求をするための期間

54の2. 1 (a) 国際予備審査の請求をするための期間

国際予備審査の請求は、次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる。

六十二 第五十六規則を削る。

六十三 57. 3 (v)を次のように改める。

57. 3 支払期間及び支払額

(a) (b)及び(c)の規定に従つて条件として、取扱手数料は、国際予備審査の請求書が提出された日から一箇月以内又は優先日から二十二箇月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に支払う。

(b) (c)の規定に従つて条件に、国際予備審査の請求書が59. 3の規定により国際予備審査機関に送付された場合には、取扱手数料は、当該国際予備審査機関が当該請求書を受理した日から一箇月以内又は優先日から二十二箇月の期間のうちいずれか遅く満了する期間内に支払う。

(c) 国際予備審査機関は、69. 1 (b)の規定に従い、国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望するときは、取扱手数料を求めの日から一箇月の期間内に支払うよう出願人に求める。

(d) 取扱手数料の支払額は、支払の日に適用される額とする。

六十四 57. 6 (ii)を次のように改める。

57. 6 (ii) (b)の規定に基づき、国際予備審査の請求が行われなかつたものとみなされた場合

54. 4 (b)の規定に基づき、国際予備審査の請求が行われなかつたものとみなされた場合

54. 4 (b)の規定に基づき、国際予備審査の請求が行われなかつたものとみなされた場合

六十五 58の2. 1 (a)を次のように改める。

58の2. 1 (a) 国際予備審査機関は、次の場合には、これらの手数料を賄うために必要な額及び、該当するときは、58の2. 2 の規定に基づく後払手数料を求めの日から一箇月の期間内に支払うよう出願人に求める。

(i) 当該国際予備審査機関に支払われた額が取扱手数料及び予備審査手数料に不足すると認められた場合、又は

(ii) 57. 3 及び58. 1 (b)の規定に基づく支払時期までに手数料が当該国際予備審査機関に支払われていないと認められた場合

59. 3 (c)(ii)を次のように改める。

(ii) 二以上の管轄国際予備審査機関がある場合には、出願人に対し、54の2. 1 (a)に規定する期間又はその求めの日から十五日のうちいずれか遅い日までに、国際予備審査の請求書を送付すべき管轄国際予備審査機関を表示するよう求めること。

六十七 第六十規則の表題を次のように改める。

第六十規則 国際予備審査の請求の欠陥

六十八 60. 1 (a)を次のように改める。

60. 1 (a) (a)及び(b)の規定に従つて条件として、国際予備審査の請求書が53. 1 (a)の(i)から(ii)まで、53. 2 (b)、53. 3 から53. 8 まで及び55. 1 に定める要件を満たしていない場合には、国際予備審査機関は、出願人に対し、事情に応じて相当の期間内に欠陥の補充をすることを求める。その期間は、求めの日から一箇月以上とするものとし、決定が行われる前はいつでも、国際予備審査機関が延長することができる。